

令和7年5月26日 開 会

令和7年5月26日 閉 会

# 第24回 総 会 議 事 録

十日町市農業委員会

## 第24回十日町市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年5月26日(月)午後2時00分から午後2時45分

2. 開催場所 十日町市役所 保健センター 3階 集団指導室

3. 出席委員

①農業委員 24名

会 長 8番 村山 隆義

会長職務代理 7番 古高 悟

1番 南雲 正隆	9番 田村 実義	15番 佐藤 三代治	21番 根津 徳男
2番 村越 益男	10番 村山 浩一	16番 児玉 芳洋	22番 福嶋 恭子
3番 樋口 則雄	11番 近藤 元	17番 樋口 正州	23番 村山 太郎
4番 富井 公一	12番 高橋 清一	18番 北村 公太郎	
5番 岩田 稔	13番 佐野 幸男	19番 菅井 太一	
6番 長谷川 東	14番 高橋 松雄	20番 若井 君男	

欠席委員 24番 吉楽 広志

②推進委員(招集委員 6名)

1番 庭野 誠一	19番 藏品 茂昭	21番 高橋 勝久
18番 高橋 勝則	20番 内山 浩樹	24番 樋口 勝也

欠席委員

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員選出

日程第2 農地法等の規定に基づく報告について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について(6件)

報告第2号 農地転用事実確認願いについて(6件)

日程第3 農地法の規定による許可申請処理について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(18件)

議題第2号 農地法第5条の規定による許可申請について(6件)

日程第4 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

議案第3号 ・移転(1件)

・新規(10件)

・再設定(12件)

その他

5. 農業委員会事務局職員

本局局長	小林 成樹	中里事務所 主査	上村 知誉
本局農地係長	柳 秀人	松代事務所 主査	高橋 千春
本局主査	田村 聡子	松之山事務所 副参事	相澤 正和
川西事務所 主査	角張希美子		

6. 会議の内容  
別紙の通り

## 6. 会議の内容

村山議長 これより第24回農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席状況ですが、24番委員より欠席という届けがございますので、1名欠席でございます。在任委員の過半数が出席でありますので、第24回総会が成立することを宣言いたします。

次に、日程第1「議事録署名委員の選出」でございますが、議長に一任願えれば幸いですがいかがでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしということでございますので、指名させていただきます。第24回総会の議事録署名委員は、1番委員と2番委員の両名からお願いいたします。あわせて、記録については事務局に一任願えれば幸いですがいかがでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしということでございますので、そのように進めさせていただきます。

では、続きまして日程第2「農地法等の規定に基づく報告について」でございます。報告事項は第1号から第2号までございますが、全ての報告が終わりました後に、ご意見、ご質問を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いたします。

では、事務局報告お願いいたします。

事務局 **【報告第1号、第2号説明】**

村山議長 ただいま事務局より報告事項の説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 特にないようでございますので、次に進みたいと思います。続きまして、日程第3「議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について」18件の申請が出ておりますので、ご審議をお願いいたしたいと思います。

では、事務局説明願います。

事務局 **【議案第1号、41番説明】**

村山議長 では、41番の案件につきまして担当委員説明願います。

16番 両者に電話にて確認したところ、記載のとおり間違いのないということなので、よろしくお願いたします。

村山議長 41番の案件につきましてご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 特にないようでございますので、では、42番説明願います。

事務局 【議案第1号、42番説明】

村山議長 では、42番の案件につきまして担当委員説明願います。

18番 両者に確認したところ間違いはないということでした。よろしくお願ひします。

村山議長 42番の案件につきまして担当委員より説明がございましたがご意見、ご質問  
ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では、43番説明願います。

事務局 【議案第1号、43番説明】

村山議長 では、43番の案件につきまして担当委員説明願います。

4番 両方に電話で確認をいたしました。場所は譲受人の農地の隣接したところになります。そのほかは記載のとおり間違いありませんでしたので、よろしくお願ひ  
します。

村山議長 43番の案件につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では、44番説明願います。

事務局 【議案第1号、44番説明】

村山議長 では、44番の案件につきまして担当委員説明願います。

18番 両者は親子関係で、譲受人に確認をとりました。間違いはないということですのでよろしくお願ひします。

村山議長 44番の案件につきまして担当委員より説明がございましたがご意見、ご質問  
ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では、45番説明願います。

事務局 【議案第1号、45番説明】

村山議長 では、45番の案件につきまして担当委員説明願います。

23番 両者に確認したところ間違いございません。よろしくお願ひします。

村山議長 45番の案件につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、46番説明願います。

事務局 【議案第1号、46番説明】

村山議長 では、46番の案件、担当委員説明願います。

23番 両者に確認したところ間違いございません。よろしくお願いいたします。

村山議長 46番の案件につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。  
(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、47番、48番続けて説明をお願いいたします。

事務局 【議案第1号、47番、48番説明】

村山議長 これは、8番の私の担当でございますので説明しますが、お互いの農地について、47番の譲受人としては、出入りの際に田んぼを跨いで行かなければならなかったことと、48番の譲渡人としては、農地の形状が細長くて非常に耕作しにくい場所であったということで、お互いに等価交換して耕作しやすいようにするというのでございます。以上でございます。

47番、48番の案件につきまして意見、ご質問ございませんでしょうか。  
(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、49番説明願います。

事務局 【議案第1号、49番説明】

村山議長 では、49番の案件について担当委員説明願います。

15番 記載の通り間違いありませんのでよろしくお願いいたします。場所も確認してきました。よろしくお願いいたします。

村山議長 49番の案件につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。  
(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では、50番説明願います。

事務局 【議案第1号、50番説明】

村山議長 では、50番の案件につきまして担当委員説明願います。

2番 5月19日に面談にて両者に確認しました。記載のとおり間違いはないということでしたのでよろしくお願いいたします。

村山議長 50番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では、51番説明願います。

事務局 【議案第1号、51番説明】

村山議長 では、51番の案件につきまして担当委員説明願います。

5番 22日に両名に電話で確認を取りました。申請に相違ないそうです。よろしく

お願いいたします。

村山議長 51番の案件につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では、52番説明願います。

事務局 【議案第1号、52番説明】

村山議長 では、52番の案件につきまして担当委員説明願います。

5番 20日に譲受人には面談で確認を取りました。譲渡人については電話で確認を取っております。よろしく申し上げます。

村山議長 52番の案件につきまして担当委員より説明がございましたがご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では、53番説明願います。

事務局 【議案第1号、53番説明】

村山議長 では、53番の案件につきまして担当委員説明願います。

14番 5月20日に譲受人には電話で確認いたしました。同じく5月20日に譲受人とは面談にて確認をいたしました。記載のとおり間違いありませんでした。よろしく申し上げます。

村山議長 53番の案件につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では、54番説明願います。

事務局 54番、55番、56番、この3件ですけれども、譲受人が3件とも共通していますのでまとめて説明したいと思います。

事務局 【議案第1号、54番、55番、56番説明】

村山議長 では、54番、55番、56番の案件につきまして担当委員説明願います。

9番 今ほど事務局から説明があったとおりですが、譲受人に5月19日に電話で確認をいたしました。あと、3件の譲渡人にも同日に電話で確認をいたしまして、間違いがないということでしたので、よろしくお願いいたします。

村山議長 ただいま担当委員より説明ございましたがご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では、57番説明願います。

事務局 【議案第1号、57番説明】

村山議長 では、57番の案件につきまして担当委員説明願います。

20番 両者に電話で確認し、記載のとおり間違いがないことを確認しました。よろしくお願ひいたします。

村山議長 57番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたがご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 特にないようでございますので、では、58番説明願います。

事務局 【議案第1号、58番説明】

村山議長 では、58番の案件につきまして担当委員説明願います。

21番 譲受人には面談、譲渡人には電話で確認しました。記載に間違いがないということです。よろしくお願ひします。

村山議長 58番の案件につきまして担当委員より説明ございましたがご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、「議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について」18件の審議が終わりましたが、あらためてお諮りいたします。18件について許可することに決定いたしたいと思ひますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしでありますので、そのように決定させていただきます。

続きまして、日程第4「議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について」6件の申請が出ておりますので、ご審議をお願ひいたします。

では、事務局説明願います。

事務局 【議案第2号、15番説明】

村山議長 では、15番の案件につきまして担当委員説明願います。

14番 現地の確認は5月23日に事務局と一緒に行って確認いたしました。譲渡人には自宅を訪問して確認しました。譲受人には5月24日に電話で確認いたしました。間違いありませんのでよろしくお願ひいたします。

村山議長 15番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたがご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では、16番説明願います。

事務局 【議案第2号、16番説明】

村山議長 これは、8番の私の担当でございますので説明したいと思いますが、これは記載のとおり住宅建築敷地として購入するということで確認いたしました。以上でございます。

16番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では、17番説明願います。

事務局 【議案第2号、17番説明】

村山議長 では、17番の案件につきまして担当委員説明願います。

14番 現地の確認は5月23日に事務局と一緒に確認してまいりまして、特に問題ありませんでした。5月24日に両者に電話で確認いたしまして、申請のとおり間違いないと確認を得ました。よろしくお願います。

村山議長 17番の案件につきまして、担当委員より説明ございましたがご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 特にないようでございますので、では、18番説明願います。

事務局 【議案第2号、18番説明】

村山議長 では、18番の案件につきまして担当委員説明願います。

23番 19番、20番も譲渡人が一緒なので。

村山議長 では、19番、20番も説明願います。

事務局 【議案第2号、19番、20番説明】

村山議長 では、この案件につきまして担当委員説明願います。

23番 22日に現地確認をし、4名の方に連絡したところ間違いないということでした。よろしくお願いたします。

村山議長 ただいま、担当委員より説明ございましたがご意見、ご質問ございませんでしょうか。

3番 ちょっといいですか。

村山議長 はい、3番委員。

3番 ちょっと確認したいんですけれども。3件について、今の事務局の説明だと失念であって始末書を出していたということなんですけれども。譲渡人が小千谷の方で、なかなかこっちにいらっしやらないのか、どういう状況でこういうこと

が起きるのかなというふうに思ったんですけども。近接地で、近傍地をみんな買ったということだと思われませんが。今回、所有権の移転があって、これが農地なんだということがわかったのか。それともこの人、第三者的に見たら3回も（違反転用を）やってる。もう確信犯じゃないかというような見方もできるんじゃないかと思いますが。当然ながら、税金関係は、これは全部「田」や「畑」じゃなくて「他」ですから、田んぼ何平米いくらで買うという際に気がつかないのかなと思うんだけど。司法書士とか、土地家屋調査士が入って初めてわかったのかなと疑問だったんですね。当然ながら違反転用であれば3年以下の懲役、または300万円以下の罰金という制度もあるから。この点、3件とも、これだけやって失念してましたから始末書。本意がわからないというか、譲渡人が本当にわからなかったんですかね、というのが素朴な私の思いなんです。だから、事務局としてこれを受け取った時にどういう感覚だったのかなと思ったんですけども。違反転用で、平成15年、19年そして今回と、何でなんだろうというのが素朴な疑問です。これについてお聞かせ願えればと思います。

村山議長 はい、これは事務局でお答えいただいた方がいいかな。事務局で受けた時の何か気づいた点とかありましたでしょうか。特になかったですかね。推測するに、本来農地で田、畑だと、登記する時に必ず農業委員会の許可証が必要なので申請が出てくると思うけど。これは、地目が農地じゃなかったからそのまま通ったんでしょうかね。

事務局 場所が確か道路から1本入って住宅が密集しているところで。

23番 屋敷の横みみたいな。

事務局 取りつけ道路的な感覚で、おそらく住宅に車を止められていて、家に入るのがちょっと大変だったから整地しようかなという意識でやってしまったのではないかと思われまして。まわりが全部田んぼできれいな農地となると、ここは農地だけど「他」だから手を加えてもいいのかな、という考えになったかと思うんですが、住宅がちょっと込み入ってるところで生活がより便利になるためにやってしまったのでは。そこまでは私は確認してないんですけども、そういったことが想定されるのではないかと思われまして。以上です。

3番 でも議案書に載っているということは、地目が登記上は田んぼ、畑でなくても現況がそういう農地利用であれば当然ながら農地法に関わってくると思うんだけど。どうも今聞くと、23番委員がおっしゃったけど、確かにこれ雑種地

みたいな所なのかなと。駐車場として使いたいとか庭園として整備したいということだから、あまりはっきりしない土地だったのかなということと、小千谷の方からの譲渡だから余計にそうだったのかなという推測ではあるんだけど。3件で目立ったものだから確認させていただいたわけですので、これ以上私は言うつもりはないですけども、現況はそうなんだなと理解はしています。

村山議長 ただいまの3番委員の質問では結局3件全部違反転用で、昔からの違反に今気づいたということなんだと思いますが、どういうことで気づいたのか。

許可証を取りに来るときに業者さんか誰かが来て、登記しようということですかね。登記ができていなかったということですかね、これはまだ登記ができていなくて許可証明書が必要だということだよ。じゃあ、その時に、どういう経緯で今回気づいてこういう事態に至ったかを、一応事務局サイドで確認いただければと思うんですけども、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

村山議長 ただいま、農地法第5条の規定による許可申請について6件の審議が終わりましたが、あらためてお諮りいたします。この6件について許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしということでございますので、そのように決定させていただきます。

続きまして日程第5「議案第3号農用地利用集積等促進計画案に対する意見」についてでございます。権利の移転が1件、新規設定が10件、再設定が12件、計23件についてご審議をお願いいたします。

では、事務局説明願います。

事務局 **【議案第3号説明】**

村山議長 この案件につきまして担当委員確認報告をお願いします。

(担当委員なし (事務局確認))

村山議長 この権利移転について、特にはないということでもよろしいでしょうか。

では、次に確認報告をお願いいたしたいと思います。1番推進委員をお願いします。

推1番 私の案件は、13ページの54番と14ページの55番です。両者に電話で確認をいたしましたところ、間違いがないということなのでよろしくをお願いします。

村山議長 次に18番推進委員をお願いいたします。

推18番 自分の案件58番、確認して間違いありませんのでよろしくをお願いいたします。

す。

村山議長 次に19番推進委員をお願いします。

推19番 14ページの受付番号56、57が対象になります。この田んぼ、1枚の田んぼで所有権が56番の譲渡人、57番の譲渡人のお二人の共有名義になっているということで、これを貸し付けるということになっているのですが、56番の譲渡人のこのほかの田んぼについては先月承認をいただいております。名義が分かれていたということで、ちょっとこう申請が遅くなったということで、この記載のとおり間違いがないということでございました。よろしくお願ひいたします。

村山議長 次に20番推進委員の担当ですが、これは21番委員のほうから確認報告お願ひいたしたいと思ひます。

21番 20番推進委員が譲受人の役員ということで代わりに報告させていただきます。両者記載内容に間違いがないということで報告を受けております。12ページの受付番号49番でございます。以上です。

村山議長 次に21番推進委員確認報告お願ひします。

推21番 12ページの50番です。今月24日に両者に電話で連絡を取り確認し、間違いのないことを確認しておりますので、よろしくお願ひいたします。

村山議長 次に24番推進委員確認報告お願ひいたします。

推24番 受付番号の51、52、53番、すべて電話にて確認いたしました。間違いのないそうです。よろしくお願ひします。

村山議長 ただいま、これで新規設定10件について確認報告がございましたが、これにつきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 異議がない、意見もないとのことでございますので、農地中間管理事業の新潟県農林公社による新規設定10件について確認報告が終わりましたが、特に意見がなければ新規設定10件について公社借入、公社貸付ともに適当と回答いたしたいと思ひますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしでありますので、そのように決定させていただきます。

なお、再設定の12件につきまして、推進委員から特に不適當等の報告がございませんので、再設定についても適当と回答いたしたいと思ひますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしでございますので、そのように決定させていただきます。

それでは以上をもちまして、議案について全て終了いたしましたので、第24回総会を終了いたします。ご苦勞様でございました。これ以降は事務局に進行をお願いいたしたいと思っております。